

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年10月22日付け2危管第2779号で行った公文書一部開示決定は妥当ではなく、不開示部分のうち「報酬額」を開示すべきである。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和2年10月8日付けで、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「2011年3月に福島県放射線健康リスク管理アドバイザーが設定された理由・経緯が分かる文書。アドバイザーとして山下俊一氏、高村昇氏、神谷研二氏が選ばれた理由・経緯がわかる文書。」という内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、令和2年10月22日付けで、本件開示請求に対応する公文書（以下「対象公文書」という。）に記録されている情報のうち、次のとおり(1)に掲げる部分について、(2)に掲げる根拠規定及び理由により不開示とする公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
 - (1) 不開示部分
生年月日、報酬額
 - (2) 根拠規定 条例第7条第2号
理 由 個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年1月19日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和3年3月11日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会に諮問を行った。
- 5 審査請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により、令和3年4月26日付けで、反論書を実施機関へ提出した。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の一部を取り消し、報酬額を開示するとの裁決を求めるといものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。
 - (1) 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の「報酬額」は、県知事が委嘱した3名に対し、非常勤職員として支出された職務1カ月についての報酬額であり、この「報酬額」を個人に関する情報として扱うこと

は条例の適用を誤っている。

- (2) 当該職務を委嘱された3名は、いずれも国立大学に所属し、社会的な地位の高い公職であり、原子力緊急事態宣言下に行われたアドバイザーの業務は被ばくに対する「安全・安心」のアピールの発信であり、原発事故における危険性の評価にも大きな影響を及ぼしており、通常時と異なることから条例の個人情報にはあたらない。
- (3) アドバイザーのような広報事業には膨大な国の復興予算が投入されていることから、その収支は公にされるべきものであり、そこには報酬額も含まれる。
- (4) 委嘱の目的として「県民の安全・安心を図るため、放射線による健康被害に関する世界的権威からアドバイスをしていただき、放射線と健康に関する正しい知識を県民に提供する。」と開示された公文書に記されている。この「世界的権威」という位置づけとアドバイザーとしての職務の重大さ、さらにこの職務で与えた社会的な影響に鑑みれば、「報酬額」について条例第7条第2号を根拠に不開示とするのは不当である。

金額が県の職員と比較して常識的な範囲であれば、個人の権利利益を害するおそれはない。

- (5) 同じような内容の開示請求を伊達市に行ったが、伊達市では報酬額は開示されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

対象公文書は、「福島県災害対策本部非常勤職員設置要綱・非常勤職員の委嘱についての発議書」及び「兼業依頼・許可申請書及び同発議書」であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 不開示理由について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

対象公文書に記載されているアドバイザーの報酬額は、アドバイザー個人の収入に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした。

(2) 今回開示した委嘱状には個人名が記載されており、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものであるから、条例第7条第2号本文に該当する。

(3) 報酬額は、アドバイザーの氏名と一体としてアドバイザーの私事に関する情報そのものであり、公にすることにより当該アドバイザーの権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文の個人に関する情報に該当する。

条例では、国立大学に所属する者や社会的な地位の高い公職にある者の収入について個人に関する情報から除外するとの定めはなく、また、報酬額の取扱いについては福島県災害対策本部非常勤職員設置要綱第6条で「非常勤職員の報酬は予算の範囲内で別に定める額」と規定しており、その報酬額は公開されておらず、また、

公開情報から推測することはできず、かつ、公にすることを予定していないことから、報酬額は条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

また、アドバイザーの報酬額は、条例第7条第2号ただし書イに定める「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しない。

加えて、報酬額は、委嘱されるアドバイザーにとっては職務の遂行との関連はなく、私事に関する情報であることから、同号ただし書ウに該当しない。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は、第4の1のとおり対象公文書を特定しており、このことについて審査請求人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」としている。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第2号に該当することを理由に、第2の2(1)に記載の情報について不開示としているが、審査請求人は、それらのうち、報酬額の開示を求めていることから、以下、当該情報の不開示情報該当性を検討することとする。

3 条例第7条第2号について

(1) 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号は、本文で「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書ア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書イ）及び当該個人が公務員等であつて職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書ウ）は、不開示情報から除かれる。

この規定は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、プライバシーはいったん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的として、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたもので、「個

人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、所属団体、資産、心身の状況、生活記録等、個人に関する全ての情報と解される。

本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものを例外的事項として規定したものである。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号本文の該当性について

当審査会において対象公文書を確認したところ、アドバイザーの氏名は、開示されている。これは、条例第7条第2号の特定の個人を識別できる情報に該当するが、アドバイザーの氏名は県のホームページや広報紙等で広く一般に公にされており、同号のただし書アの法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することから実施機関が開示したものである。

しかし、実施機関が開示しなかった報酬額については、単独では個人を識別することはできないが、既に氏名が公表されていることから、氏名と一体となって、個人を識別できる情報となるものであり、条例第7条第2号の個人に関する情報であると認められる。

審査請求人は、当該職務を委嘱された3名は、いずれも国立大学に所属し、社会的な地位の高い公職であること、また原子力緊急事態宣言下に行われたアドバイザーの業務は被ばくに対する「安全・安心」のアピールの発信であり、原発事故における危険性の評価にも大きな影響を及ぼしていることを主張するが、審査請求人が主張するような事情を踏まえるとしても、条例第7条第2号への該当性が否定されるものではなく、個人に関する情報というべきである。

ただし、個人に関する情報であっても、例外的に開示するとされるただし書に該当する場合は、開示しなければならないことから、開示・不開示の判断をするに当たって、ただし書の該当性について以下判断する。

イ ただし書アの該当性について

本県条例第7条第2号ただし書アの規定は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は開示するというものである。

「法令等の規定により又は慣行として公にされ」とは、登記簿に登記されている法人の役員に関する情報や不動産の権利関係に関する情報等法令等の規定により公にされている情報や叙勲者名簿等慣行として公にされている情報等、一般に公表されている情報をいい、これらの情報を開示することは、場合によっては、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまるものと考えられるとされている。

また、「公にすることが予定されている情報」とは、公表されることが予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例として公表されるものをいい、例として、県が県民に対して公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、県民も公表することについて了承しているもの、個人が公表することを了承し、又は公表されることを前提として提供された情報、個人が自主的に

公表した資料等から何人も知り得る情報等があるとしている。

この点において、「公にすることが予定されている情報」であるかどうかについて、単に形式的に、実施機関において公表することを予定していたか否かということだけが適用の基準となるとすれば、実施機関の意思決定のみにより公開の有無が決められてしまうことになるから、その意思決定に不合理な点がある場合には、行政情報の公開請求権の保障と個人情報の保護との合理的な調和を図ることができない。

これらを踏まえると、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、単に行政機関が公表を予定している情報以外に、実質的に公表された情報からその内容が合理的に推認できる情報も含まれ、かつ、公表しても個人のプライバシーを侵害するおそれが少ない情報であると解される（さいたま地裁判決平成14年4月10日事件番号平成11(行ウ)38参照）。

本件の報酬額について検討すると、まず、県の非常勤職員等に対しては、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年福島県条例第101号。以下「給与条例」という。）により、勤務1日について38,300円（その額により難い特別に事情があると認められる場合にあつては、100,000円）を超えない範囲内で知事が定める額の報酬を支給するとされている。

その上で、福島県災害対策本部非常勤職員設置要綱において「予算の範囲内で別に定める額」とされているところにより、報酬額を日額ではなく月額により定めたものであるが、この月額については、公表されている給与条例における日額の上限を前提として設定しているものと推定することができる。

また、報酬額については、アドバイザー事業という単独の事業の実績報告等において、費用の一部として公表されることは、通常、想定される場所である。

さらに、県の附属機関の委員は公募で選任されるものもあり、公募の条件として報酬額も明示されているなど、非常勤職員となる場合、その報酬額が公表されることは想定できるものといえる。

これらの状況を踏まえると、今回の報酬額は、慣行として公にすることが予定されている情報であり、ただし書アに該当すると認められる。

なお、対象公文書を確認したところ、アドバイザーの報酬額が個人の収入全体に占める割合は大きくないと推測されることから、報酬額を公開した場合に、プライバシーを侵害する度合いが大きいとはいえない。

ウ ただし書イの該当性について

ただし書イは個人に関する情報であつて、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示するというものである。

今回、審査請求人は、公文書に、アドバイザーである3人の委嘱の目的として「県民の安全・安心を図るため、放射線による健康被害に関する世界的権威からアドバイスをしていただき、放射線と健康に関する正しい知識を県民に提供する。」と記されていること、「世界的権威」という位置づけとアドバイザーとしての職務の重大さ、さらにこの職務で与えた社会的な影響に鑑みれば、「報酬額」

について条例第7条第2号を根拠に不開示とするのは不当であると主張している。

確かに、原発事故という未曾有の災害時において、仮にアドバイザーが県民に対し与えた影響が大きいものであるという審査請求人が主張するような事情があったとしても、報酬額自体は、個人の収入に関する情報であって、直接、人の生命、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とまではいえないことから、ただし書イには該当しないと認められる。

エ ただし書ウの該当性について

ただし書ウは、当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合に、当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報は開示されるというものであるが、アドバイザーの報酬額はアドバイザーの公務としての職務遂行に係る情報ではなく、事業の報酬としての個人の収入という私事に関する情報であることから、ただし書ウには該当しないと認められる。

4 結論

当該報酬額は、条例第7条第2号の個人に関する情報に当たるが、同号ただし書アの慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものに該当することから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件諮問事案の調査審議において、公文書一部開示決定通知書と対象公文書を確認していたところ、開示しない部分に記載のない「出生の県名」が開示とされていた。今回の審査請求の対象部分ではないことから、その是非は判断しないが、実施機関においては、公文書一部開示決定通知書には開示しない部分を漏れなく記載するよう付け加えておく。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 3月 12日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 3年 4月 28日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書(写)を收受
令和 3年 9月 8日 (第304回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 3年10月12日 (第305回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
令和 3年11月16日 (第306回審査会)	・審査請求人から意見を聴取 ・審議
令和 3年12月21日 (第307回審査会)	・審議
令和 4年 1月18日 (第308回審査会)	・審議
令和 4年 2月15日 (第309回審査会)	・審議
令和 4年 3月 8日 (第310回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者